

広島港港湾計画資料

－ 一部変更 －

平成 23 年 12 月

広島港港湾管理者

広島 県

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1. 危険物取扱施設計画	2
2-2. 水域施設計画	4
3. 港湾の効率的な運営に関する事項	5
3-1. 効率的な運営を特に促進する区域(港湾運営会社が運営する区域)内の港湾施設 (行政財産)	5
3-2. 効率的な運営を特に促進する区域 (PFI 事業)	6
4. その他重要事項に関する資料	7
4-1. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	7
4-2. 利用形態の見直しが必要な区域	8
5. 港湾区域の範囲の検討	9
5-1. 港湾区域	9
6. その他の資料	11
6-1. 環境保全に関する検討	11
6-2. 新旧法線対照図	14
6-3. 地方港湾審議会名簿	15

1. 変更理由

- (1) 船舶の大型化に対処するため、廿日市地区において、危険物取扱施設計画を変更するとともに水域施設計画を追加する。
- (2) 民間の能力を活用し、港湾の一体的かつ効率的な運営及びボートパークの効率的な運営の促進を図るため、出島地区及び海田地区並びに吉島地区において、効率的な運営を特に促進する区域を計画する。
- (3) 将来的な港湾施設の効率的な利用に向けた検討を行う必要があるため、宇品地区において、利用形態の見直しが必要な区域を設定する。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1. 危険物取扱施設計画

(1) 概要

LNG船の大型化に対処するため、危険物取扱施設計画を変更する。

(2) 規模及び配置

危険物取扱施設計画の規模及び配置は、表 2-1-1 に示すとおりである。また、着棧想定図を図 2-1-1 に、ドルフィンの操船例図を図 2-1-2 に、昭南岸壁の操船例図を図 2-1-3 に示す。

なお、大型LNG船は、最大積載量は177,000m³であるが、積載量を132,000m³に減じて広島港に入港することとしている。そのため、ドルフィンの水深も減載入港に対応した水深を設定している。

表 2-1-1 危険物取扱施設計画の規模及び配置

地区名	施設名	水深 (m)	バース数	延長 (m)	公専の別
廿日市 地区	ドルフィン (既設の変更計画)	-12.0	1	427	専用

【参考】既定計画	水深 (m)	バース数	延長 (m)	公専の別
	-8.5	1	247	専用

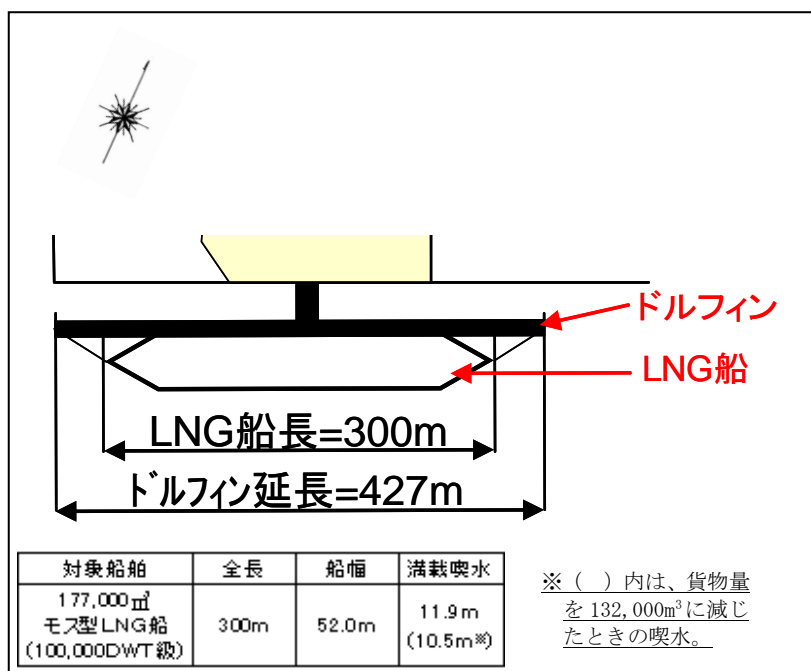


図 2-1-1 着棧想定図

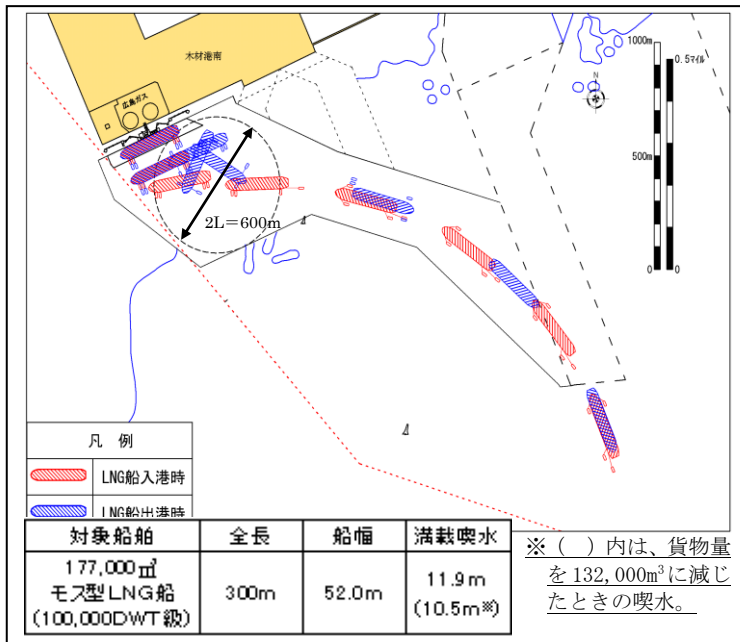


図 2-1-2 操船例図 (ドルフィン)

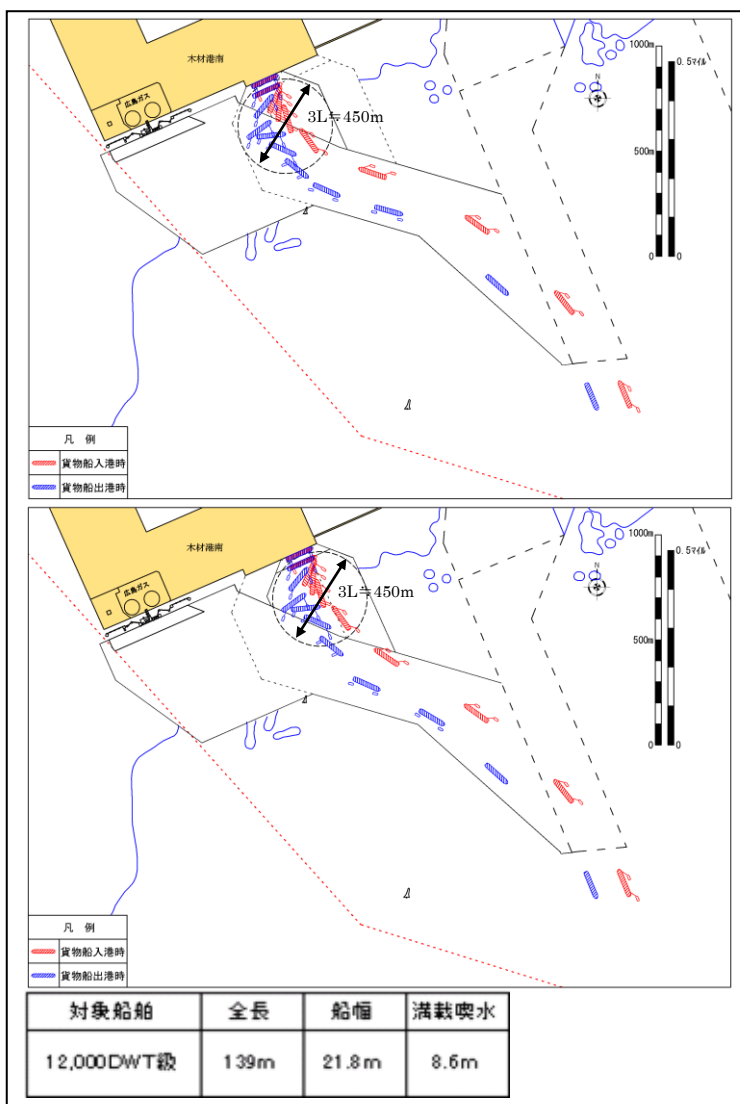


図 2-1-3 操船例図 (昭南岸壁)

2-2. 水域施設計画

(1) 概要

危険物取扱施設計画に対応して、LNG船の大型化に対処するため、水域施設計画を追加する。

(2) 規模及び配置

航路の規模及び配置は、表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示すとおりである。

なお、2-1 で述べたとおり、大型LNG船は、積載量を132,000m³に減じて広島港に入港することとしているため、航路水深は以下のとおり設定している。

【航路水深の設定法】「港湾の施設の技術上の基準・同解説(2007)より」

積載量を132,000m³に減じた場合の大型LNG船の喫水：10.5m
 航路の必要水深 = 10.5m × 1.1 = 11.55m ≒ 12.0m

表 2-2-1 航路の規模及び配置

地区名	施設名	水深 (m)	幅員 (m)	水深及び幅員設定の考え方	配置及び法線の考え方
廿日市地区	航路 (新規計画)	-12.0	300	177,000m ³ (100,000DWT級) 大型LNG船の減載入港に対応	船舶の入出港における安全性、周辺水域の利用状況等を考慮して配置する。



図 2-2-1 航路計画位置図

3. 港湾の効率的な運営に関する事項

3-1. 効率的な運営を特に促進する区域(港湾運営会社が運営する区域)内の港湾施設(行政財産)

効率的な運営を特に促進する区域のうち、法第55条第5項の規定に基づき、以下の港湾施設(行政財産)について、港湾運営会社に対し貸付を行い、効率的な運営を特に促進する。

出島地区

(出島ふ頭)

水深 14m 岸壁1バース 延長330m D23

水深 7.5m 岸壁1バース 延長150m D22

埠頭用地 14.5ha

海田地区

(海田ふ頭)

水深 7.5m 岸壁5バース 延長650m KT9~13

埠頭用地 7.2ha

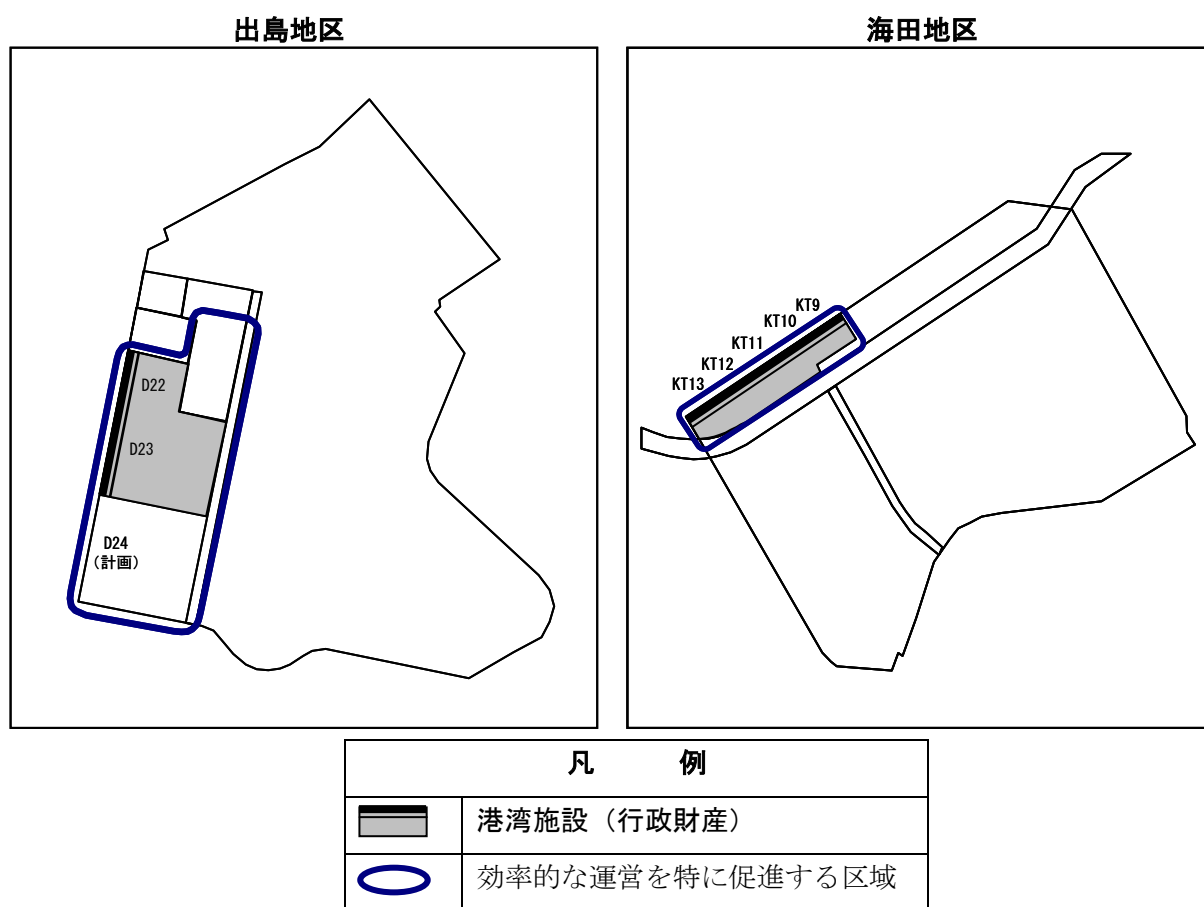


図 3-1-1 効率的な運営を特に促進する区域内の港湾施設(行政財産)位置図

3-2. 効率的な運営を特に促進する区域（PFI 事業）

[吉島地区]

広島港内においては、2千隻以上の放置艇が存在しており、放置艇による船舶航行への支障、災害時における放置艇の流出被害、景観の悪化といった問題が生じており、放置艇対策が急務となっている。

そのため、吉島地区において、プレジャーボートを適切に收容し、ボートパークの効率的な運営を図るため、以下の施設において、民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

表 3-2-1 効率的な運営を特に促進する区域（PFI 事業）内の港湾施設

地区名	効率的な港湾運営を図る港湾施設		備考
	種類	諸元	
吉島地区	小型さん橋	2基	既定計画
	物揚場	水深3m、延長30m	既設
	物揚場	水深2m、延長100m	既設
	ふ頭用地	1.0ha	既設
	緑地	1.0ha	既定計画

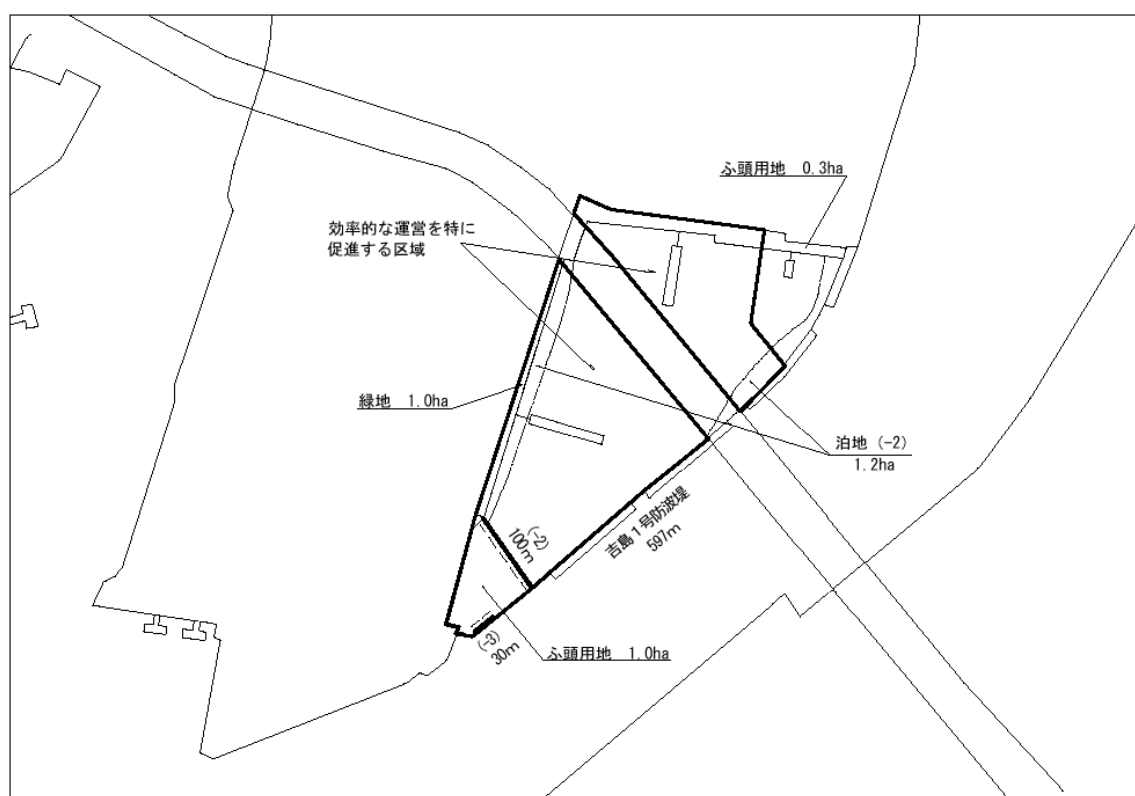


図 3-2-1 効率的な運営を特に促進する区域（PFI 事業）内の港湾施設の位置図

4. その他重要事項に関する資料

4-1. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回、計画を変更した施設及び新たに計画に位置付けた施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[廿日市地区]

《水域施設》

航路 水深12m 幅員300m [新規計画]

航路・泊地 水深12m 面積18.5ha [新規計画]



図 4-1-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

4-2. 利用形態の見直しが必要な区域

将来的な港湾施設の効率的な利用に向けた検討を行う必要があるため、宇品地区において、利用形態の見直しが必要な区域を設定する。

[宇品地区]

国際フェリーふ頭及び宇品外貿ふ頭

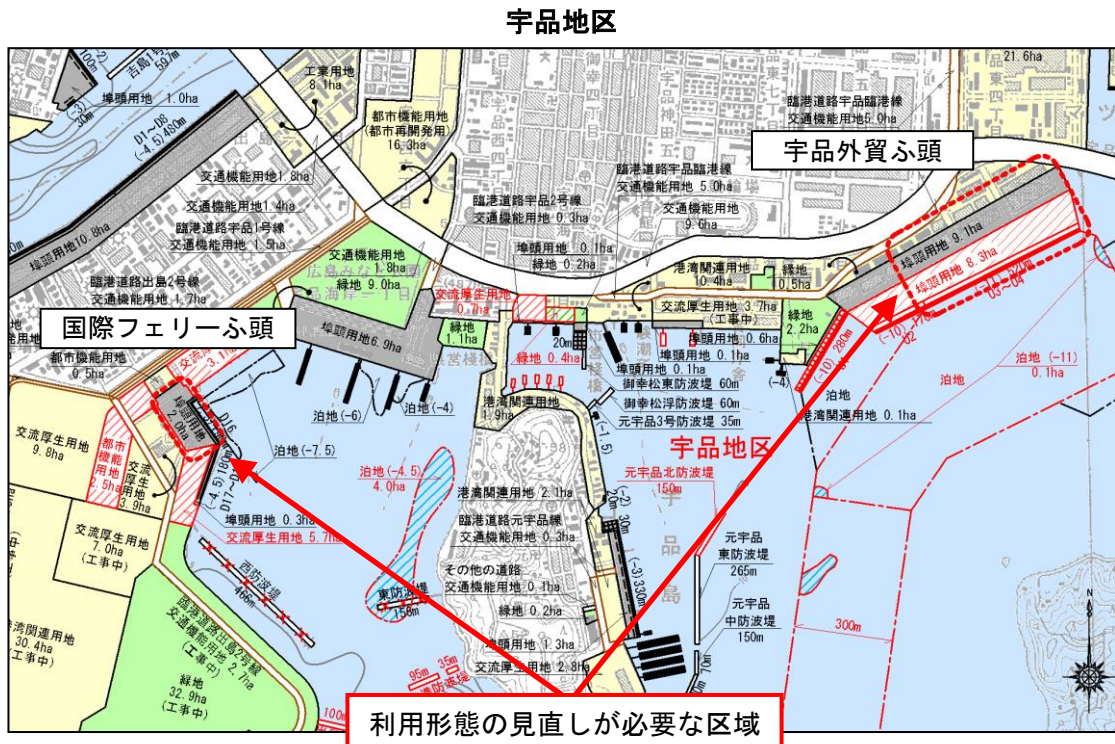


図 4-2-1 利用形態の見直しが必要な区域

5. 港湾区域の範囲の検討

5-1. 港湾区域

(1) 現況

港湾法による港湾区域は以下のとおりである。(昭和45年10月14日広島県告示第870号)

『観音崎、峠島南端を経て似島南東端まで引いた線、同島地獄鼻から大カクマ島南端及び大カクマ島南端と沖山ノ鼻を結んだ線上、同南端から4,950メートルの地点を順次結んだ線、同地点から318度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに天満川昭和大橋、旧太田川舟入橋、元安川南大橋、京橋川御幸橋、猿猴川黄金橋各下流の河川水面。ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)により指定された草津漁港及び五日市漁港の区域を除く。』

(2) 港湾区域の拡張予定

今回の水域施設計画が現在の港湾区域外になるため、最小限度の港湾区域の変更を行う。

変更予定の港湾区域は以下のとおりである。

『観音崎、峠島南端を経て似島南東端まで引いた線、同島地獄鼻から大カクマ島南端及び大カクマ島南端と沖山ノ鼻を結んだ線上、同南端から4,950メートルの地点を順次結んだ線、同地点から314度1,884メートルの地点まで引いた線、同地点から323度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに天満川昭和大橋、旧太田川舟入橋、元安川南大橋、京橋川御幸橋、猿猴川黄金橋各下流の河川水面。ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)により指定された草津漁港及び五日市漁港の区域を除く。』

なお、図5-1-1に変更予定の港湾区域を示す。

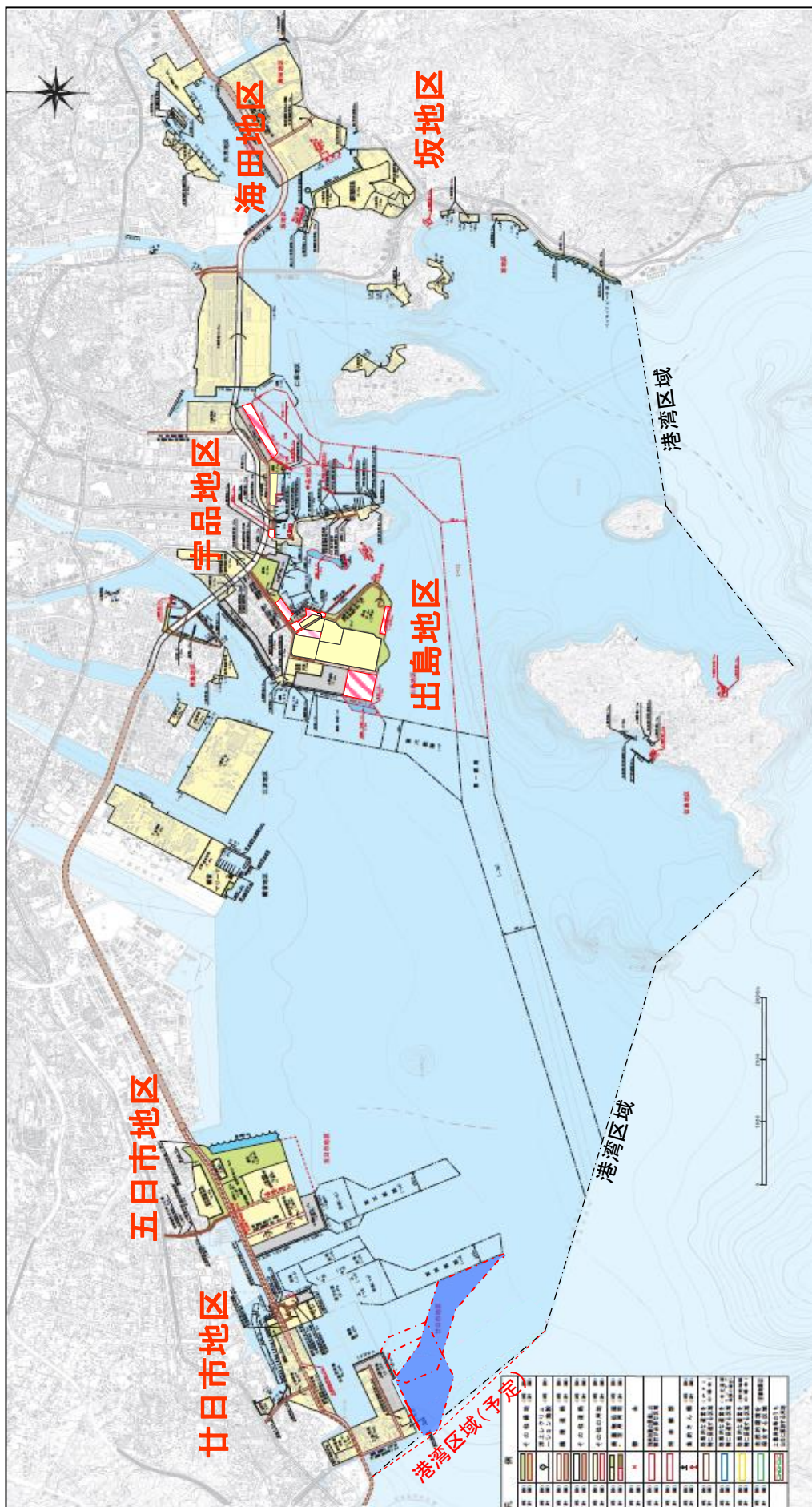


图 5-1-1 港湾区域图

6. その他の資料

6-1. 環境保全に関する資料

(1) 基本方針

今回の計画変更が周辺の環境に与える影響と評価について、以下に示すとおり選定項目ごとに予測及び評価を実施した。

1) 項目の選定

項目の選定については、表 6-1-1 に示すとおりである。

表 6-1-1 項目の選定

環境要素の区分	環境要素の細区分	項目	選定理由
大気環境	大気質	二酸化硫黄、二酸化窒素	今回の計画変更によって影響を受けると考えられる環境要素項目を選定した。
水環境	潮流	流況	
	水質	水の汚れ	
	底質	有害物質	
生物	生態系	植生	
		陸上動物	
		海生生物	
その他	漁業	漁業	

2) 予測及び評価の考え方

予測及び評価の考え方については、表 6-1-2 に示すとおりである。

表 6-1-2 予測及び評価の考え方

環境要素の区分	環境要素の細区分	予測	評価
大気環境	大気質	今回の計画変更内容を踏まえ、大気拡散シミュレーションにより定量的に予測した。	今回計画により周辺環境へ著しい影響を及ぼさないこと。
水環境	潮流	今回の計画変更内容、現地調査結果、既存調査結果、大気質予測結果を踏まえ、定性的に予測した。	
	水質		
	底質		
生物	生態系		
その他	漁業		

(2) 環境への影響と評価

1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更では、輸送船舶の大型化に伴い、大気汚染物質濃度が増加すると予測されるが、その増加量はわずかであり、計画変更後の予測結果は、二酸化硫黄及び二酸化窒素のいずれも環境基準を下回っている。

よって、今回の計画変更に伴う大気質への影響は軽微であると考えられる。

2) 潮流への影響と評価

今回の計画変更では、航路、航路・泊地及び泊地を水深12mまで浚渫するものであり、海底の一部を改変することとなる。そのため、潮流の変化が考えられるが、広島港内全域からみた浚渫範囲はわずかであり、潮流の変化に大きな影響を及ぼすことは考えられない。

よって、今回の計画変更に伴う潮流への影響は軽微であると考えられる。

3) 水質への影響と評価

今回の計画変更では、航路、航路・泊地及び泊地を水深12mまで浚渫するものであり、海底の一部を改変することとなる。そのため、潮流の変化による水質の変化が考えられるが、広島港内全域からみた浚渫範囲はわずかであり、潮流の変化に大きな影響を及ぼすことは考えられない。

よって、今回の計画変更に伴う水質への影響は軽微であると考えられる。

4) 底質への影響と評価

今回の計画変更では、航路、航路・泊地及び泊地を水深12mまで浚渫するものであり、海底の一部を改変することとなる。そのため、底質の変化が考えられるが、対象地域周辺海域の水底土砂の溶出試験結果は、判定基準値以下であり、有害水底土砂は堆積していない。

よって、今回の計画変更に伴う底質への影響は軽微であると考えられる。

5) 生態系への影響と評価

今回の計画変更では、生物への影響が軽微であると予測されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

ア 植生

対象地域周辺には、宮島のアカマツ林、小なぎり谷のヒトモトススキ群落、極楽寺モミ自然林、極楽寺山の湿原が存在するが、今回の計画変更では、これらの植生域を改変するものではない。

また、今回の計画変更による大気質への影響は軽微であると予測される。

よって、今回の計画変更に伴う植生への影響は軽微であると考えられる。

イ 陸上動物

対象地域周辺には、ギフチョウ、サツマシジミ、ミズカマキリ等の分布域が存在するが、今回の計画変更では、これらの分布域を改変するものではない。また、今回の計画変更による大気質への影響は軽微であると予測される。

よって、今回の計画変更に伴う陸上動物への影響は軽微であると考えられる。

ウ 海生生物

今回の計画変更では、航路、航路・泊地及び泊地を水深12mまで浚渫するものであり、海底の一部を改変することとなる。そのため、海生生物への影響が考えられるが、対象地域周辺に生息するプランクトン、魚卵・稚仔魚、底生生物、潮間体生物は、沿岸域に通常見られる種である。

また、今回の計画変更による潮流、水質、底質への影響は軽微であると予測される。

よって、今回の計画変更に伴う海生生物への影響は軽微であると考えられる。

(3) 総合評価

今回の計画変更が周辺環境に与える影響について評価を行った結果、その影響は軽微であると考えられる。

なお、今回計画の実施にあたっては、工法、工期等について十分に検討し、十分な監視のもとに、環境に与える影響を小さくするよう配慮し慎重に行うものとする。

6-2. 新旧法線対照図

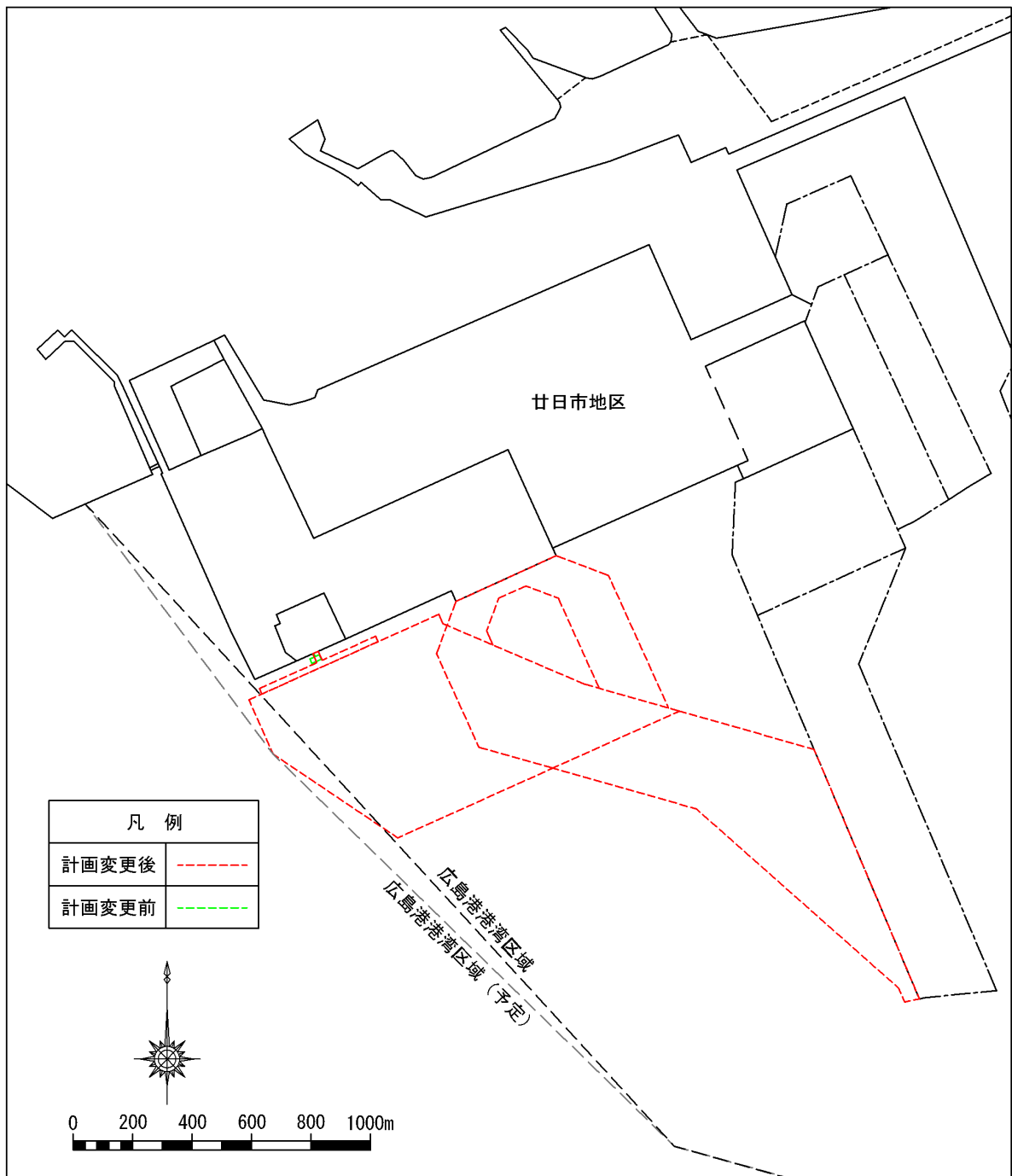


图 6-2-1 新旧对照图

6-3. 地方港湾審議会名簿

(平成23年9月現在) (敬称略順不同)

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	土田 孝	広島大学大学院教授	
	山田 知子	比治山大学現代文化学部准教授	
	日比野 忠史	広島大学大学院准教授	
	寺田 英子	広島市立大学国際学部教授	
港湾関係者	米田 輝隆	広島市漁業協同組合代表理事組合長	
	香川 源治	広島県倉庫協会会長	
	遠藤 健嗣	広島地区港運協会会長	
	藤井 肇	広島県内航海運組合理事長	
	仁田 一郎	広島県旅客船協会会長	
	鴨頭 明人	全日本海員組合中四国地方支部長	
県議会議員	沖井 純	広島県議会議員	
	中本 隆志	〃	
	石橋 良三	〃	
市議会議員	木島 丘	広島市議会議員(議長)	
	金子 和彦	〃(副議長)	
	西田 浩	〃(建設委員長)	
国の関係行政機関の職員	村中 健一	中国財務局長	
	森 雄二	広島税関支署長	
	中島 尚子	広島検疫所長	
	時 広五朗	神戸植物防疫所広島支所長	
	荒井 伸	中国運輸局長	
	河合 美男	広島海上保安部長(広島港長)	
	戸田 和彦	中国地方整備局長	
県職員	加藤 雅啓	空港港湾部長	
市町職員	荒本 徹哉	広島市副市長	
	西岡 誠治	広島市都市整備局長	
	眞野 勝弘	廿日市市長	
	山岡 寛次	海田町長	
	吉田 隆行	坂町長	